

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第1四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	舞洲工場プラント排水汚泥脱水機更新工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	カナデビア（株）	127,930,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
2	西淀工場計装設備整備工事	電気工事	西淀工場	富士電機（株）	21,230,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
3	舞洲工場焼却設備中間点検整備工 事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	110,000,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
4	西淀工場1号炉誘引送風機インバ ータ盤更新工事	清掃施設工事	西淀工場	（株）タクマ	135,300,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
5	八尾工場焼却設備中間点検整備工 事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株）	290,400,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
6	西淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	西淀工場	（株）タクマ	520,300,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
7	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	カナデビア（株）	480,150,000	令和7年4月15日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
8	西淀工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	西淀工場	（株）福島製作所	11,000,000	令和7年4月22日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
9	舞洲工場破碎設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	140,800,000	令和7年5月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
10	東淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	東淀工場	(株)天満電機産業	5,478,000	令和7年5月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場プラント排水汚泥脱水機更新工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回更新工事を行うプラント排水汚泥脱水機は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備の一つであり、ごみを焼却した際に発生する排水を処理する設備である。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の計装設備は、富士電機株式会社において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1 号炉誘引送風機インバータ盤更新工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回更新工事を行う西淀工場1号炉誘引送風機インバータ盤は、焼却炉から発生する排ガスを吸引し、煙突まで導く誘引送風機のモーター出力を可変させて、吸引する強さを最適化させる役割を持っており、焼却炉の燃焼状況を安定的かつ最適に制御するための装置である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持及び設備の適正な管理を図る必要がある。

今回取替える誘引送風機インバータ盤を含む当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の一部である。

当該施設は、24時間連続で稼働しており、各種設備を構成する機器や部材は高温・多湿環境に常時曝されるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響も受けている。さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力の維持を図るとともに焼却設備全体を適正に管理する必要がある。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備工事後の設備全体の稼働状況において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場のクレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のクレーン設備の一部であり、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持しクレーン設備の適正な維持管理を図るものである。当工場のクレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した株式会社福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちのみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、本工事は消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、本工事は消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)